

「古文書」と見るとどう読まれるでしょうか。多くの方は「こぶんしょ」と読まれるかと思いますが、これは「こもんじょ」と読みます。今回は、この古文書の読み方について触れ、古文書はどのように読んでいけばよいのかを紹介していきます。

古文書とは?

そもそも「古文書」とは、広い意味では、古記録や系図、また古典籍などを指すものであり、狭い意味では、発信者と受信者とのやりとりをするものになります。

今回は、広い意味での古文書について触れていきたいと思っています。

古文書は怖くない

さて、古文書は、家の蔵に納めておられたり、博物館の展覧会などで見かけたりすることがあると思います。多くの方は「ぐにゃぐにゃして、何と書いているか分からない」と思われ、倦厭されると思います。

しかし、よく見ていただくと、今も使っている漢字や、「多分この字かな?」と思われる字が発見できるのではないのでしょうか。普段の私たちは漢字を崩して書く習慣が少なくなっていますが、約150年以上前に書かれている漢字は、今も使っている漢字を崩しているだけになります。

また、江戸時代には「御家流」と呼ばれる書法が統一の書体になるため、基本的には崩し方はどこも同じになります。

古文書を読むために本を借りよう

それでは、古文書を読むためには、どうすればいいのでしょうか。

まず、初めに図書館で古文書に関する書籍を借りてみましょう。古文書に関する書籍が何冊か所蔵されており、愛荘町内の図書館にもあります。

また、くずし字用の辞典もありますので、併せて借りると文字の確認ができて便利です。

歴史文化博物館 学芸員
新木 慧一

初めから全て読めなくていい

次は、実際に文字を読んでみましょう。普段、字を崩し慣れていない私たちにとっては、最初の字からつまづいてしまうと思います。そのため、一回目では読めない字に「○」などをし、どんどん先に進んでみましょう。一巡したら二回目と同じような字はないか、または熟語の可能性がないか、辞典などを用いて調べてみましょう。

ヒントは「偏・旁・冠・垂」などにあり

くずし字の一文字を見ていただくと、なんとなく左右に分かれたり、上下に分かれたりしているものがあると思います。ヒントはそこに隠されています。具体的な例でいえば「信」という字があります。「信」は「人偏」と「言」の二つに分かれます。もし「言」の部分がすぐに分からなくても「人偏」の部分から調べると、すぐに辿り着くことができます。

古文書に挑戦したいが、一人では…

古文書を読むためには、くずし字に慣れる必要がありますが、一人ではなかなか継続は難しいと思います。

愛荘町内の図書館と歴史文化博物館では、古文書のサークルを開催しています。図書館では月に2回、博物館では初級コースを月に1回、上級コースを月に2回の頻度で級ごとに開催しています。

今後、歴史文化博物館では、サークルの日程には行けない人に向けた定期的な展示も考えております。

皆様のご来館お待ちしております。



「明るく・楽しく介護予防」地域包括支援センターだより

悩みや疑問、心配ごとはお気軽に地域包括支援センターへご相談ください!

愛荘町では、地域包括支援センターを福祉課内に設置しています。社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師の資格を持つ専門職があり、介護・保健・福祉など、様々な相談に応じています。高齢者の皆さん、お困りごとがあればご相談ください!

介護予防のこと

- 心身の健康に不安がある
- 今の健康を維持したい
- 最近物忘れが増えてきた
- 足腰が弱ってきた
- コロナ禍で高齢者が気をつけること など

介護のこと

- 介護保険制度について知りたい
- 身の回りのことに不安が出てきた
- 家族の介護に疲れてしまった
- 介護の方法について知りたい
- 高齢者向けの施設について知りたい など

権利を守ること

- 悪質な訪問販売の被害にあった
- 年金を家族や他人に悪用されている
- 今後の財産管理が不安
- 成年後見制度について知りたい
- 虐待にあってる人がいる など

様々な相談のこと

- 日頃の生活で困ったことがある
- 悩みを聞いてほしい
- 生きがいづくりの場がほしい
- 近所の高齢者のことが心配 など

☎ 地域包括支援センター (愛知川庁舎) ☎0749-42-4690

みんなのこくほ



国民健康保険の加入・喪失手続きについて

国民健康保険の加入手続き

【勤務先等の健康保険→国民健康保険】

退職した時、扶養家族からはずれた時、健康保険の任意継続が終了した時などは、国民健康保険加入の手続きが必要です。下記の持ち物をお持ちのうえ、愛荘町役場住民課(愛知川庁舎)もしくは秦荘サービス室(秦荘庁舎)にて手続きをお願いします。

持ち物 ①退職証明書、離職票、健康保険資格喪失証明書、雇用保険受給資格者証の内いずれか1点
※被扶養者がおられた場合は、被扶養者でなくなった日の分かる証明書も必要です。

※加入および喪失手続きにおいて、別世帯の方が手続きされる場合は委任状と窓口に来られる方の本人確認できるもの(運転免許証など)が必要となります。

※喪失手続きをせずに国民健康保険の被保険者証を使用された場合は、医療費を返還いただくことになります。

☎ 住民課 (愛知川庁舎) ☎0749-42-7692

国民健康保険の喪失手続き

【国民健康保険→勤務先等の健康保険】

就職した時、扶養家族になった時などは、国民健康保険喪失の手続きが必要です。下記の持ち物をお持ちのうえ、愛荘町役場住民課(愛知川庁舎)もしくは秦荘サービス室(秦荘庁舎)にて手続きをお願いします。

持ち物 ①新しく加入した健康保険の保険証または健康保険取得証明書
②国民健康保険の被保険者証(返却)